職業訓練の様子

職業訓練の紹介
障害者施設では、将来就職するために必要な、職業スキルや生活力を身につけるため、日々取り組んでおります。写真は施設の取り組みの一部を紹介したものです。

就労場面の様子

雇用事例

■ミカサカメラ布施店の場合

ハローワークを通じて下肢に障害のあるBさんを紹介してもらいました。障害を持っていても、ゆっくり時間をかければ、仕事は出来るようになるのではと思い雇い入れしました。最初はトライアル雇用の制度を利用して、Bさんに仕事と一緒に仕事をしていきました。Bさんも少しずつ仕事を覚えていき、今では画像の処理をほとんど任せれるようになっています。

商品の上げ下ろしは、障害者作業施設設置等助成金を利用して専用のエレベーターを作りました。また、Bさんが利用しやすいようなトイレも助成金を利用して作りました。障害のある方が働きやすい現場は、誰もが働きやすい環境になると思います。

障害があるから働けないのではなく、じっくり時間をかけて付きあって行くことで、障害のある方も有力な人材なると思います。多くの企業で障害のある方の雇用が進んでいくことを期待します。（横山社長　談）

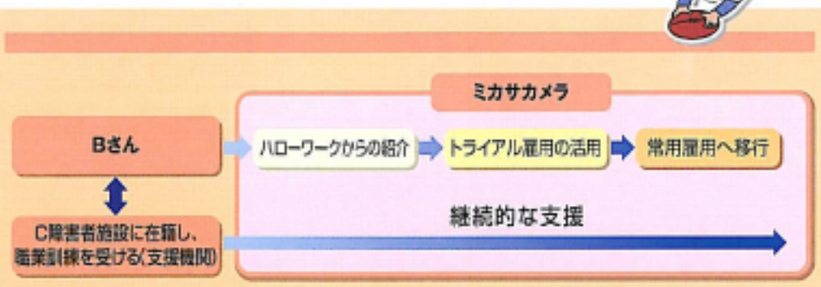

事業所向け支援　いろいろ

※事業所側の解雇者の状況や、
雇い入れの条件等により、これらの助成金が
対象にならない場合があります。

トライアル雇用

障害者の方に対する、3ヶ月の試用期間制度。制度上は雇用となる。事業所には月々最大40,000円が支給される（国）。また、東大阪市では、この決定を受けた市内在住の方の場合、市内の事業所に対し支援金（月々20,000円）が最大3ヶ月支給される。

●トライアル雇用の実施と職場環境の作成・問題点の相談／ハローワークには専門家がいますので、トライアル雇用に係る労働条件について記載した「トライアル雇用求人開示資料」を提出していただきます。ハローワークでは対象労働者との面談の中で、就職のためにトライアル雇用を経ることが適当だと思われる方をご紹介します。①から④の対象労働者をトライアル雇用する事業主の方は、本来雇用への移行の妨害を図る動機から、トライアル雇用中に頻繁に発生する解雇、常用雇用への移行のための提件等に関する「トライアル雇用実施計画書」を第入れから2週間以内に、対象労働者と十分に話し合い、その合意を得た上で対象労働者を紹介したハローワークに提出していただきます。トライアル雇用が終了したとき、又はトライアル雇用期間中に常用雇用に移行した場合には、事業所を管轄するハローワークに「トライアル雇用結果報告書」を提出していただきます。また、奨励金の支給を受けるには、トライアル雇用終了後1か月以内に「試行雇用奨励金支給申請書」に必要書類を添えて事業所を管轄するハローワークに提出してください。●留意事項／この事業の対象になるのは、ハローワークに求職登録している対象労働者をハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れた場合です。（紹介状に「トライアル雇用」と明記されています。）※次に該当する事業主の場合、この事業の対象には なりません。1.過去6か月の間に労働者の解雇を行った場合。2.雇い入れた対象労働者を、過去3年の間に雇用していた場合。3.過去6か月の間に一定数以上の特定受給資格者（離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者）を出している事業主。4.過去3年以内に不正行為により本奨励金の不支給または支給の取り消しの処置を受けた事業主。5.過去2年以内に雇用関係助成金事業の勧告等を不当に受け、又は受けようとした事業主。他にも要件がありますので、詳しくはハローワークまでお問い合わせください。

特定求職者雇用開発助成金

障害者の方が雇用された場合、雇用された日から最大1年6ヶ月、賃金の一部が助成される。しかし事業所側に最近解雇者が出た場合などは、この制度が利用できないなどの条件がある。

●給付内容／対象労働者雇入れ後1年間（重度障害者等は1年6か月）に支払われた賃金の額に相当する額として算出労働大臣が定める方法により算出した額の4分の1（中小企業事業主3分の1）特定就職者と400日以上の高年齢者、身体障害者、知的障害者、母子家庭の母等、45歳以上の就職者等雇用特者、特に就職が困難と認められる者で、雇入れの日において、65歳未満の者に限ります。●受給要件／1.一般被保険者として雇入れるものであること（公共職業安定所長が特に就職が困難であると認めるものについては公共職業安定所の紹介によることが必要）。2.60歳以上の者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者の雇入れについては、短期雇用労働者保険者としての雇入れについても対象になります。3.2.対象労働者の雇入れの日の前日から起算した前後6ヶ月間に、事業主都合の解雇等を行っていないこと および3.人から6%を超える特定受給資格者の発生がないこと。3.3年を超える労働保険料の滞納や過去（3年）に助成金の不正受給を受けている場合には支給できません。

東大阪市雇用奨励金

市内に住所を有する障害者の方で、特定求職者雇用開発助成金の受給期間終了後、継続して雇用する市内の事業所には、月々15,000円（通算12ヶ月）支給される。

●受給できる事業所（事業主）／市内事業所の事業主の方で、ハローワークの紹介で障害者（市内に住所を有する方）を次に掲げる条件で常用労働者として雇用する事業主。1.特定求職者雇用開発助成金（特定求職者助成金）の支給を受け、受給期間終了後も継続して同一の障害者を常用労働者として雇用する事業主。2.過去3年以内に障害者職業能力開発校訓練修了者や職業能力開発センターを通して障害者を常用労働者として雇用する事業主。●申請及び請求方法／障害者を雇用した日又は特定求職者雇用開発助成金（特定求職者助成金）の受給期間が終了した日から2ヶ月以内に行ってください。1.特定求職者助成金を受給終了後も継続して雇用する障害者については、東大阪市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1）に、特定求職者雇用開発助成金第1期支給決定通知書の写を添付して提出してください。2.過去3年以内に障害者に対する雇用関係助成金等の不正受給を行った事業主については、東大阪市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1）に、過去3年以内に障害者職業訓練等を行った事業主（大阪府職業能力開発校訓練修了者等を含む）の写を添付して提出してください。3.財団法人東大阪市雇用開発センターを通して雇用した障害者については、東大阪市障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1）に、雇用決定証明書（様式第2）を添付して提出してください。一次奨励金の支給決定を受けた事業主は、10月及び4月までに、その前月分までに係る奨励金を東大阪市障害者雇用奨励金請求書（様式第4）に請求書兼報告書（様式第5）を添付して請求してください。ただし、特定求職者雇用開発助成金（特定求職者助成金）の支給を受け、受給期間終了後も継続して同一の障害者を常用労働者として雇用する事業主については、特定求職者雇用開発助成金第2期又は第3期支給決定通知書の写を添付してください。→事業主から必要書類を提出後、その日から1か月以内に支給します。●支給方法／一括交付。●奨励金額／雇用した障害者1人につき月額15,000円

ジョブコーチ事業

障害者が職場で適応できるように、職場にジョブコーチが派遣され、本人に対しては助言や指導を行い、事業所に対しては、本人が適応できるような方法を提案する。しかし、永続的な支援ではない。